



◆◆市の財政状況は健全な状態です◆◆

市は、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき、毎年度、4つの『健全化判断比率』と公営企業の『資金不足比率』を算定し、市民の皆さんに公表しています。

平成28年度決算における健全化判断比率と資金不足比率は、いずれも国の定める基準を下回りました。今後も基準を上回ることをないよう、引き続き健全な行財政運営に努めます。

4つの健全化判断比率

『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』、『将来負担比率』で構成されています。

早期健全化基準（イエローカード）

財政の健全性に関する基準の一つで、4つの比率のうち、1つでも早期健全化基準（イエローカード）を上回った団体は、『財政健全化計画』を策定し、自主的な財政の健全化に

取り組み必要があります。  
財政再生基準（レッドカード）

財政の健全性に関する基準の一つで、『将来負担比率』を除く、3つの健全化判断比率が1つでも財政再生基準（レッドカード）を上回った団体は、『財政再生計画』を策定しなければなりません。

この計画は、国が厳しく財政運営に関与することになりますので、税金の引き上げや建設事業の休止など、市民の皆さんの生活に大きな影響を与えることが予想されます。

公営企業の資金不足比率

経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準（20・0割）を上回った公営企業は、『経営健全化計画』を策定し、経営改善に取り組む必要があります。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

区分	登別市の比率	平成28年度国の基準	
		早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率 市税や普通交付税などの収入額に占める、一般会計など（登別市の場合、一般会計に学校給食事業特別会計を加えたもの）の赤字額の割合	なし	13.14%	20.00%
連結実質赤字比率 市税や普通交付税などの収入額に占める、全ての会計の赤字額の割合	なし	18.14%	30.00%
実質公債費比率 市税や普通交付税などの収入額に占める、一般会計などの公債費や公営企業の市債償還のために一般会計が負担した額などの合計額の割合	13.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率 市税や普通交付税などの収入額に占める、市債残高や退職手当引当金など、市が将来的に負担しなければならない額の割合	108.1%	350.0%	—
資金不足比率 それぞれの公営企業（登別市の場合、水道事業会計、下水道事業会計、簡易水道事業特別会計、カルルス温泉スキー場事業特別会計）の事業規模に占める、資金不足額の割合	なし	経営健全化基準 20.0%	